

# 新居浜市屋外広告物パンフレット

令和2年3月



## 目 次

屋外広告物とは	1
屋外広告物の定義	2
『屋外広告業登録』が必要です！	2
『許可申請』が必要です！	3
禁止広告物について	4
禁止物件について	4
禁止地域について	5
適用除外となる広告物について	6
許可基準について	
野立広告物	7～9
壁面利用広告物、屋上利用広告物、突出し広告物	10
広告幕、立看板等、広告旗	11
電柱等利用広告物、はり紙、はり札等	12
アドバルーン、広告アーチ、停留所標識利用広告物、 消火栓標識利用広告物	13
許可手数料 一覧表	14
広告物を表示・設置するものの義務	15
条例に違反する広告物に対する措置	16

## ～屋外広告物とは～

屋外広告物は、有効な情報伝達手段として、私たちにさまざまな情報を提供し、また、街の活気やにぎわいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、街なみや自然の美しさを損ねてしまいます。

また、その設置や管理が、適切に行われないと、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれがあります。

そういったことから、屋外における広告物については、

「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」  
という観点から規制が必要とされています。

### ◎良好な景観の形成、風致の維持とは

地域の景観に調和した屋外広告物を表示・設置することにより、  
良好な景観の形成を目指します。

### ◎公衆に対する危害の防止とは

屋外広告物を適正に設置・管理することにより、危害を防止します。

- 広告物の落下や倒壊による直接的危害
- 広告物による見通し不良等によって生じる間接的危険

#### <必要な規制を行うための法令等>

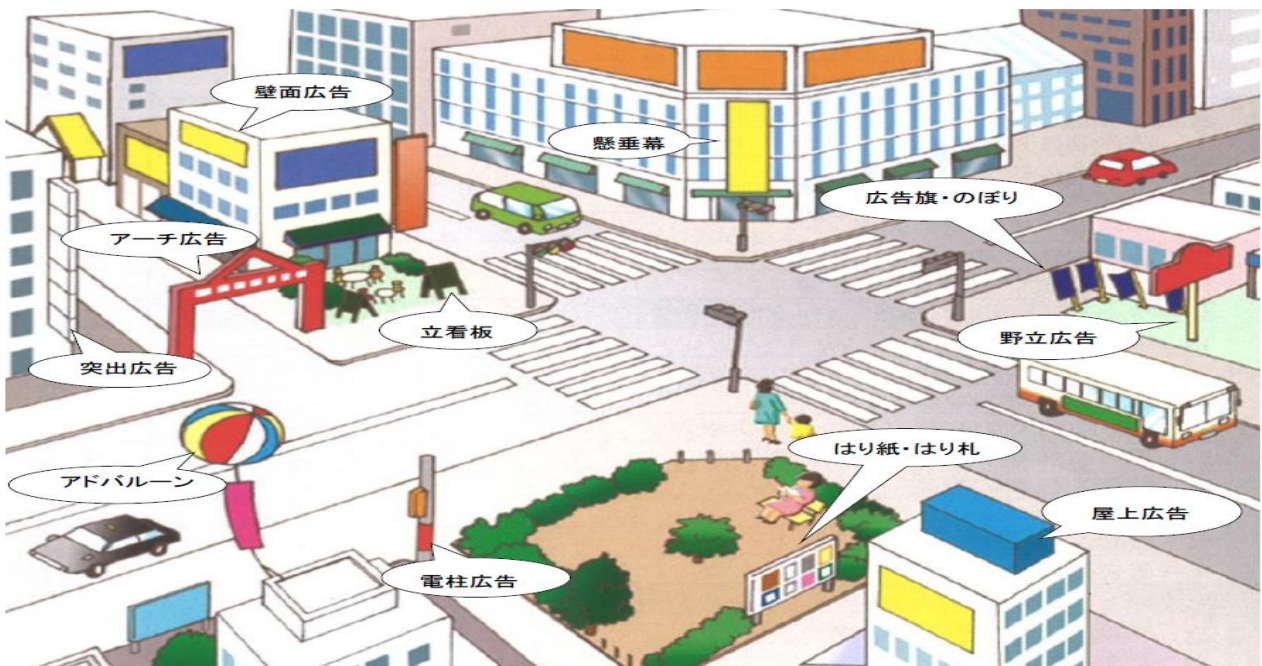
- 屋外広告物法（昭和 24 年 6 月 3 日 法律第 189 号）
- 屋外広告物法施行規則（平成 16 年 12 月 15 日 省令第 102 号）
- 愛媛県屋外広告物条例（昭和 39 年 10 月 6 日 条例第 50 号）
- 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年 12 月 25 日 規則第 93 号）
- 知事が定める地域等の指定（昭和 39 年 12 月 25 日 告示第 1111 号）

# 屋外広告物の定義

次の4つの条件をすべて満たす広告物のことをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの  
(定着して表示されるものに限る。ビラやチラシ等は該当しない。)
- ②屋外で表示されるもの  
(建物等の内側から表示したものは該当しない。)
- ③公衆に表示されるもの  
(建物の管理権等から判断する。駅の改札の内側や工場敷地内等は該当しない。)
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの  
(プロジェクションマッピングも該当する。音響のみの広告は該当しない。)

\*営利目的の商業広告だけでなく、行事、催物の案内板等も含まれ、その表示内容にかかわらず、「屋外広告物」ということとなります。



## 『屋外広告業登録』が必要です！

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業を屋外広告業といい、新居浜市内で屋外広告業を営むためには、愛媛県への登録が必要です。

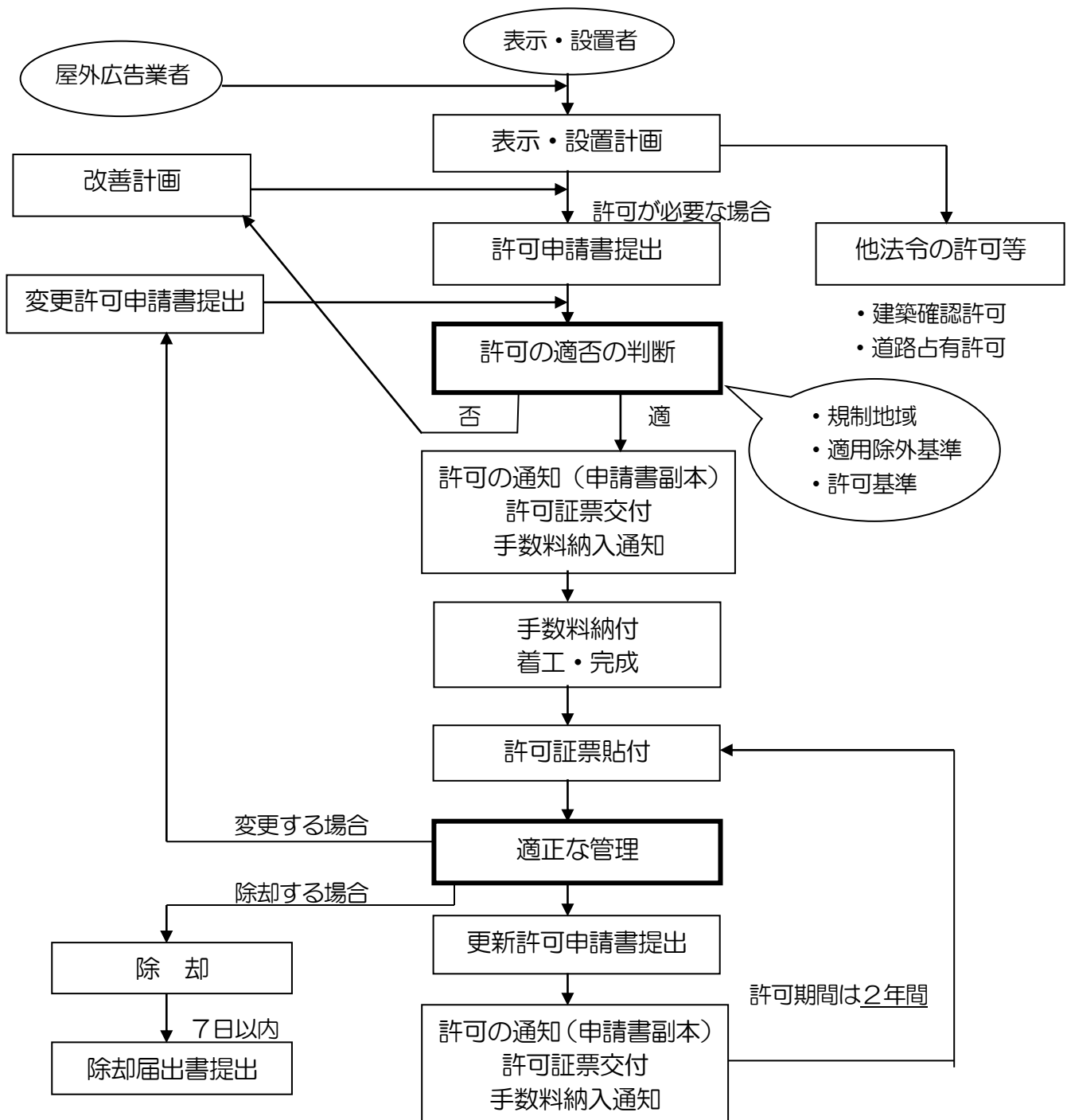
\*登録を受けていない広告業者は屋外広告物の表示・設置ができません。

# 『許可申請』が必要です！

新居浜市内で屋外広告物を表示・掲出する場合は、愛媛県屋外広告物条例に基づいて、許可申請の手続きを行い、市長の許可が必要です。

- \* 設置場所・面積・形状等により、許可基準に違いがあります。
- \* また、一定の要件を満たしていれば、許可等の必要のないものもあります。
- \* 許可手数料（P14 参照）が必要となります。納入通知書で納めていただきます。
- \* 表示内容等の変更をする場合には、変更許可が必要です。
- \* 許可期間は2年間です。引き続き表示・掲出する場合には、更新が必要です。

## 許可手続フロー図



# 禁止広告物について

次のような屋外広告物は、市内どこでも一切表示・設置することはできません。

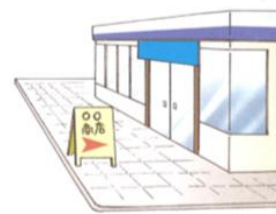
- 著しく汚染し、退色し、又は塗装等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したものの
- 破壊又は落下のおそれがあるものの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるものの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの



著しく破損し、又は老朽したものの



倒壊又は落下のおそれがあるもの

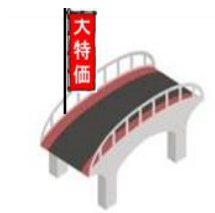


道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

# 禁止物件について

次のような物件には、屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 形像、記念碑
- 街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、歩道柵、駒止めの類、里程表の類
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 郵便ポスト、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類
- 石垣、よう壁の類
- 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの  
\*国道11号の区間内にある電柱
- 景観法の規定による景観重要建造物及び景観重要樹木



橋りょう



街路樹



道路標識



郵便ポスト

# 禁止地域について

次の地域・場所では、屋外広告物を表示・設置することが禁止されています。  
\* 下線部については新居浜市に該当地域があります。

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区、田園住居地域
- 景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区
- 景観法の規定により指定された準景観地区であって、同法第 75 条第 1 項の条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域
- 景観法に規定する地区計画等形態意匠条例による制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域
- 文化財保護法の規定により指定された建造物（重要文化財、重要有形民俗文化財）、その周辺の地域で知事が指定する範囲内にある地域、同法の規定により指定された地域（史跡、名勝、天然記念物）、同法の規定により選定された重要文化的景観      \* 旧広瀬家住宅、旧広瀬氏庭園、一宮神社のクスノキ群、銅山峰のツガザクラ群落
- 愛媛県文化財保護条例の規定により指定された建造物（有形文化財）、その周囲で知事が指定する範囲内にある地域、同条例の規定により指定された地域（名勝、史跡、天然記念物）      \* 瑞應寺大転輪蔵、別子ライン、別子銅山口屋跡、瑞應寺のイチョウ、赤石山の高山植物、久貢山のソテツ
- 保安林として指定された森林のある地域のうち、知事が指定した地域
- 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（これらのうち知事が指定する区域を除く）      \* 笹ヶ峰
- 愛媛県自然環境保全地域の特別地区      \* 赤石山系
- 国立公園、国定公園の特別地域
- 県立自然公園の特別地域
- 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路の知事が指定する区間、鉄道、軌道、索道の知事が指定する区間
- 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域  
    \* 高速自動車国道の両側の路端からそれぞれ 100m 以内の区域
- 都市公園、都市公園予定区域、公園又は緑地の区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、病院の敷地内
- 古墳、墓地、火葬場、葬祭場、社寺、仏堂、教会の敷地内
- 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域  
    \* 新居浜駅前広場（歩道敷除く）

# 適用除外となる広告物について

ある一定の条件を満たす広告物については、禁止地域や許可等の適用が除外される場合があります。広告物の種類等により、適用除外となる項目が異なります。

次の例以外にも適用除外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

## ●自家用広告物

自己の氏名・名称・店名・商標・事業の内容・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所・営業所・作業場等に表示を行う広告物

\* 事業又は営業の活動を実際に行っている場所

\* 自己の所有する土地であっても、事業所・営業所・作業場がない土地に表示するものは自家用広告物には該当しない。

○次の基準を満たす場合は、許可を受けずに表示・設置することが可能です。

- (1) 表示面積（全ての広告物の合計）が、禁止地域では $5\text{ m}^2$ 以下、  
許可地域では $10\text{ m}^2$ 以下
- (2) 広告物等の種類別の個別基準に適合するもの

○次の基準を満たす場合は、許可を受ければ、禁止地域に表示・設置することが可能です。

- (1) 表示面積（全ての広告物の合計）が、 $50\text{ m}^2$ 以下
- (2) 広告物等の種類別の個別基準に適合するもの

## ●自己管理地（物）広告物

自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき、表示を行う広告物

\* 自家用広告物以外のもの

○次の基準を満たす場合は、許可を受けずに表示・設置することが可能です。

- (1) 一団の土地又は一物件につき、広告物の個数が1個  
(適用除外となる広告物が1個)
- (2) 表示面積が、禁止地域では $1.5\text{ m}^2$ 以下、許可地域では $3\text{ m}^2$ 以下
- (3) 高さが、禁止地域では $3\text{ m}$ 以下、許可地域では $5\text{ m}$ 以下
- (4) 広告物等の種類別の個別基準に適合するもの



# 許可基準について

## ●共通基準

- ①特に景観に配慮すべき地域、場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること（景観条例）
- ②広告物を表示しない面及び脚部の露出している部分は、塗装その他の装飾をしたものであること
- ③ネオン管その他の照明を使用する広告物等にあつては、昼間においても良好な景観、風致を害しないものであること
- ④蛍光、発光、反射を伴う塗料、材料を使用しないものであること

## ●個別基準

### 《野立広告物》

○道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの



- ① 表示面積（2個以上は合計） $\leq 6 \text{ m}^2$ （禁止地域は  $3 \text{ m}^2$ ）
- ② 高さ $\leq 3 \text{ m}$
- ③ 公衆の利便に供する目的以外の面積  
 $\leq \text{全体表示面積} \times 1/10$   
↓  
自己の名称、店名、ロゴマーク、距離、方向（矢印）など。  
\*商品名、キャッチフレーズなどはこれには該当しない。

上記の基準を満たして、屋外広告物の表示・設置許可を受ければ、禁止地域内でも表示・設置が可能。

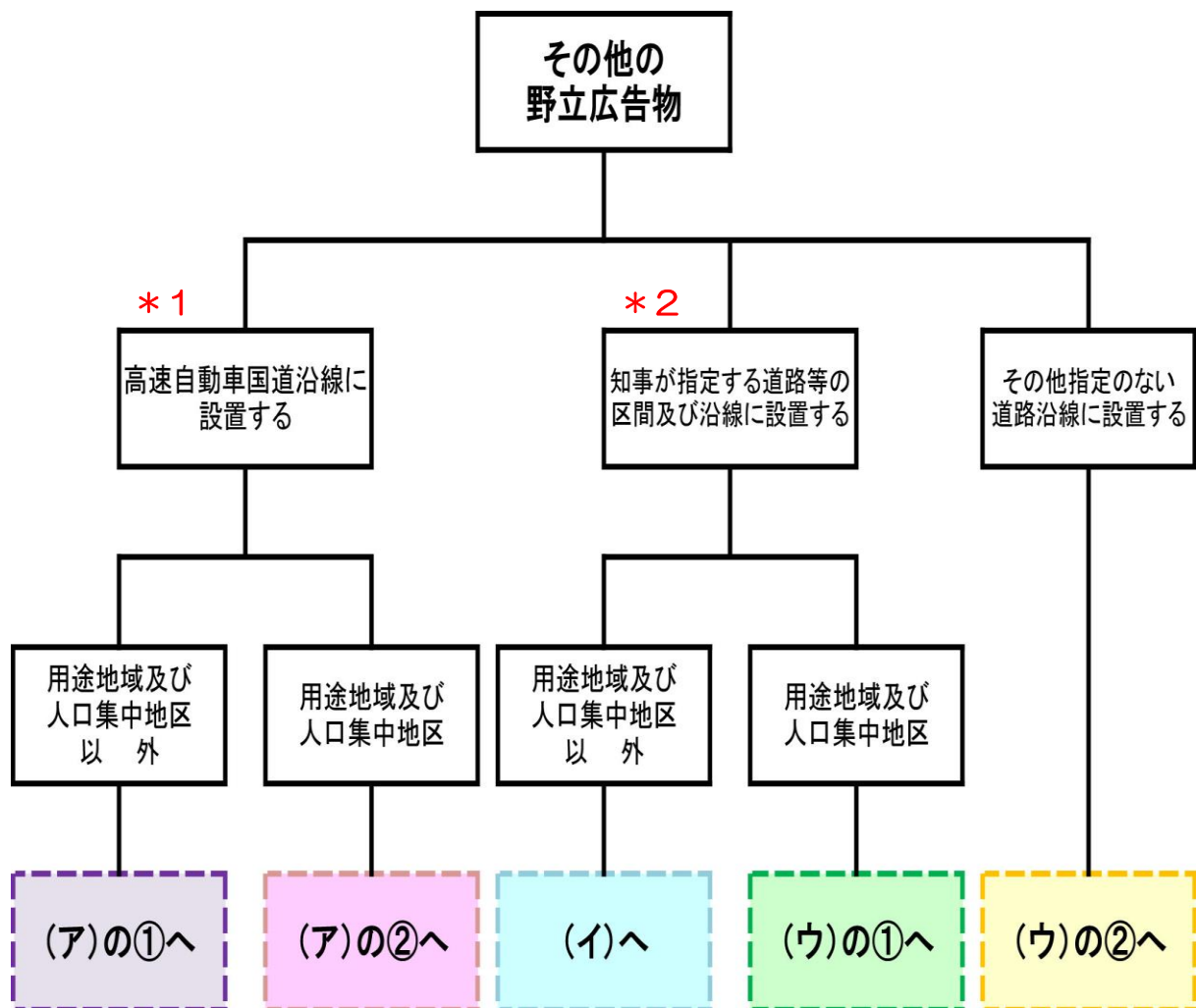
○自家用広告物・自己管理地広告物



- ① 表示面積（一事業所又は一団の土地につき、2個以上は合計） $\leq 30 \text{ m}^2$
- ② 高さ $\leq 20 \text{ m}$

↓  
同一の敷地内に複数の事業者が事業所等を設置している場合には、それぞれが  $30 \text{ m}^2$  以下の広告物を設置することができる。

○その他の野立広告物



< \*1 高速自動車国道沿線（展望できる地域） >

四国縦貫自動車道の両側の路端からそれぞれ 100m を超え 500m 以内の区域  
（100m 以内は禁止地域）

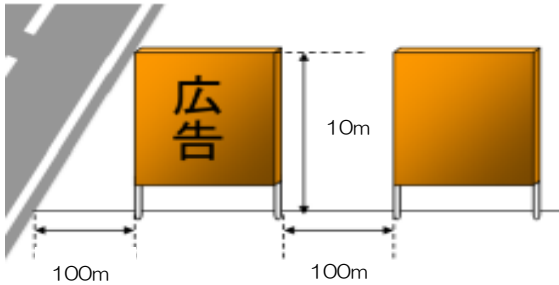
< \*2 知事が指定する道路等の区間及び沿線（展望できる地域） >

国道 11 号（バイパス含む）・県道新居浜角野線・県道壬生川新居浜野田線・  
JR 予讃線の全区間及び両側の路端からそれぞれ 500m 以内の区域

(ア) ① 高速自動車国道沿線（用途地域及び人口集中地区以外） . . . 表示不可

② 高速自動車国道沿線（用途地域及び人口集中地区）

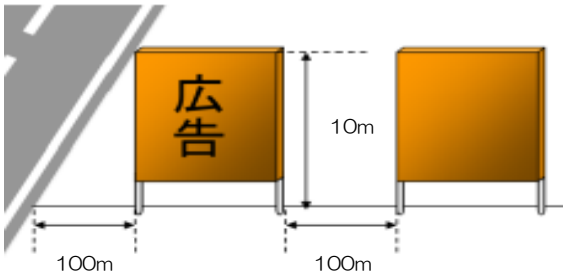
\* 高速自動車国道の両側の路端からそれぞれ 100m を超え 500m 以内の区域



- ① 道路の路端からの距離  $\geq 100\text{m}$
- ② 表示面積  $\leq 30\text{ m}^2$
- ③ 高さ  $\leq 10\text{m}$
- ④ 最寄りの野立広告物からの距離  $\geq 100\text{m}$

(イ) 知事が指定する道路等の区間及び沿線（用途地域及び人口集中地区以外）

\* 指定する道路の全区間及び道路の両側の路端からそれぞれ 500m 以内の区域

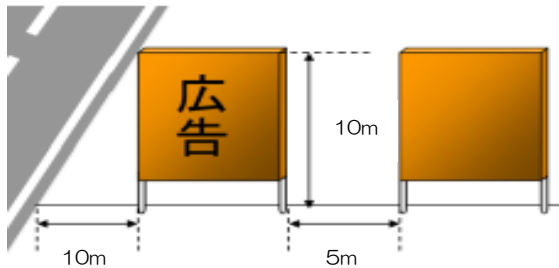


- ① 道路の路端からの距離  $\geq 100\text{m}$
- ② 表示面積  $\leq 30\text{ m}^2$
- ③ 高さ  $\leq 10\text{m}$
- ④ 最寄りの野立広告物からの距離  $\geq 100\text{m}$

(ウ) (ア) (イ) 以外の区域

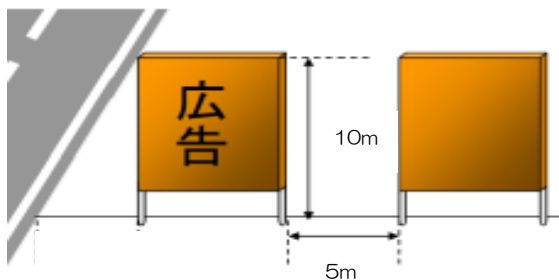
① 知事が指定する道路等の区間及び沿線（用途地域及び人口集中地区）

\* 指定する道路の全区間及び道路の両側の路端からそれぞれ 500m 以内の区域



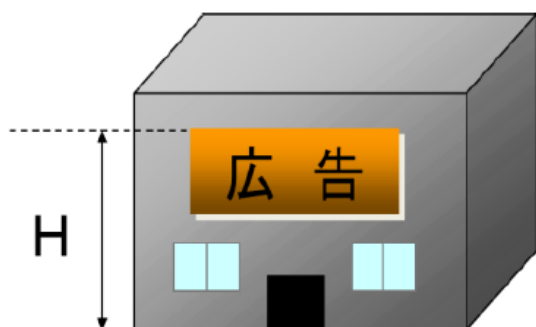
- ① 道路の路端からの距離  $\geq 10\text{m}$
- ② 表示面積  $\leq 30\text{ m}^2$
- ③ 高さ  $\leq 10\text{m}$
- ④ 最寄りの野立広告物からの距離  $\geq 5\text{m}$

② その他指定のない道路沿線



- ① 表示面積  $\leq 30\text{ m}^2$
- ② 高さ  $\leq 10\text{m}$
- ③ 最寄り野立広告物からの距離  $\geq 5\text{m}$

## 《壁面利用広告物》

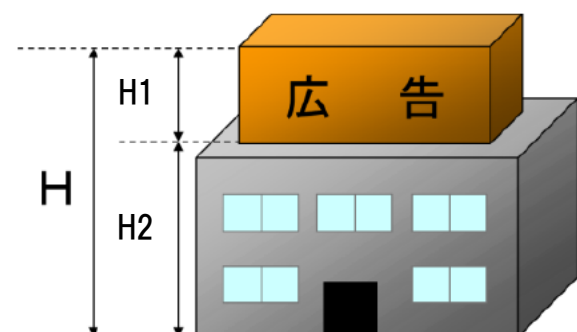


- ① 表示面積（2個以上は合計） $\leq$ 当該壁面の面積の1/2
- ② 壁面上端、側端から突き出さないこと
- ③ 窓、閉口部をふさがないこと
- ④ 地盤面から広告物上端までの高さ（H） $\leq$ 51m

※自家用で次の全てに該当するものは④の制限なし

- ・ネオン管を使用していないこと
- ・照明が点滅しないこと
- ・高さの制限を超える広告物が1個であること

## 《屋上利用広告物》

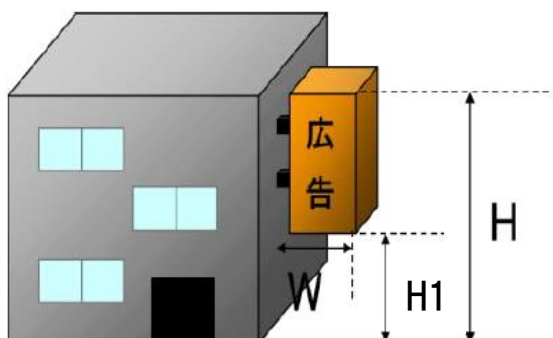


- ① 広告物の高さ（H1） $\leq$ 20m かつ  
広告物の高さ（H1） $\leq$ 建物の高さ（H2） $\times$ 2/3
- ② 地盤面から広告物上端までの高さ（H） $\leq$ 51m
- ③ 建物の壁面の延長面から突き出さないこと

※自家用で次の全てに該当するものは②の制限なし

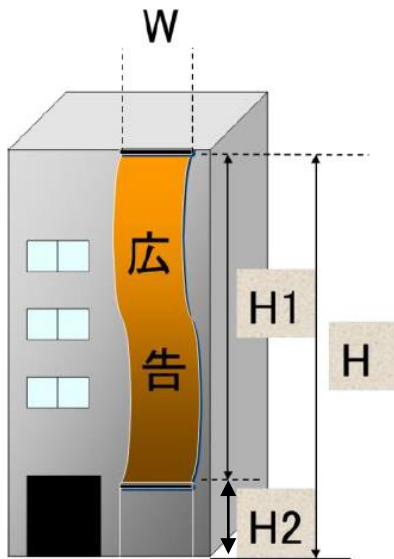
- ・ネオン管を使用していないこと
- ・照明が点滅しないこと
- ・高さの制限を超える広告物が1個であること

## 《突出し広告物》



- ① 建物等からの出幅（W） $\leq$ 1.5m かつ  
道路境界線からの出幅  $\leq$ 1m
- ② <歩車道の区別のある道路の歩道上>  
道路面から広告物の下端までの高さ（H1） $\geq$ 2.5m  
<歩車道の区別のない道路>  
道路面から広告物の下端までの高さ（H1） $\geq$ 4.5m
- ③ 広告物の上端が建物等の壁面上端を超えないこと
- ④ 地盤面から広告物上端までの高さ（H） $\leq$ 51m

## 《広告幕》



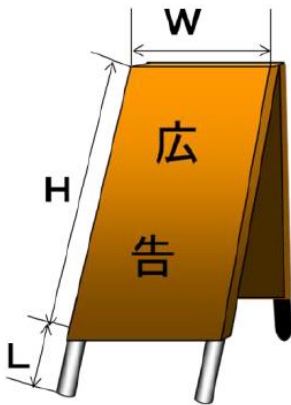
- ① 長さ (H1)  $\leq 15\text{m}$  かつ 幅 (W)  $\leq 1.5\text{m}$
- ② <歩車道の区別のある道路の歩道上>  
道路面から広告幕の下端までの高さ (H2)  $\geq 2.5\text{m}$   
<歩車道の区別のない道路>  
道路面から広告幕の下端までの高さ (H2)  $\geq 4.5\text{m}$
- ③ <建物等の壁面を利用する場合>
  - i 表示面積(2個以上は合計)  $\leq$  当該壁面の面積の 1/2
  - ii 壁面の上端、側端から突き出さないこと
  - iii 地盤面から広告物上端までの高さ (H)  $\leq 51\text{m}$

※自家用で次の全てに該当するものは③の iii の制限なし

- ・ネオン管を使用していないこと
- ・照明が点滅しないこと
- ・高さの制限を超える広告物が1個であること

## 《立看板等》

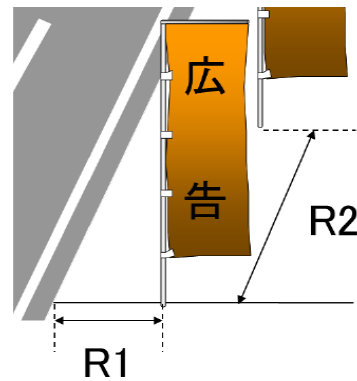
\*容易に取り外すことができるもの



- ① 表示面 縦 (H)  $\leq 2\text{m}$   
横 (W)  $\leq 1\text{m}$
- ② 脚部の長さ (L)  $\leq 0.5\text{m}$

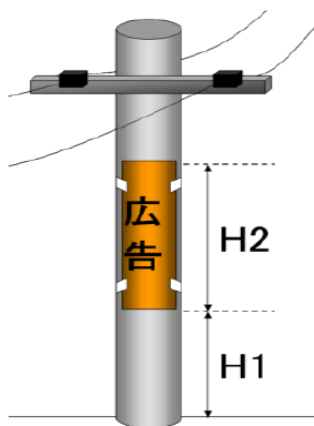
## 《広告旗》

\*容易に移動、取り外しができる状態で設置されているもの



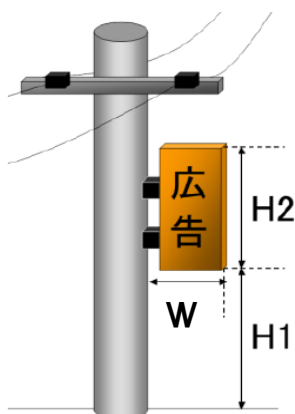
- ① 表示面積  $\leq 2\text{m}^2$
- ② <道路の路肩から設置場所 (R1)  $\leq 5\text{m}$ の場合>  
広告物の相互間距離 (R2)  $\geq 5\text{m}$

## 《電柱等利用広告物》



### ○巻き付け広告物

- ① 地盤面から広告物の下端までの高さ (H1)  $\geq 1\text{m}$
- ② 縦の長さ (H2)  $\leq 1.8\text{m}$
- ③ 同じ電柱等に同種の広告物がないこと



### ○突出し広告物

- ① <歩車道の区別のある道路の歩道上>  
道路面から広告物の下端までの高さ (H1)  $\geq 2.5\text{m}$   
<歩車道の区別のない道路>  
道路面から広告物の下端までの高さ (H1)  $\geq 4.5\text{m}$
- ② 縦の長さ (H2)  $\leq 1.2\text{m}$  かつ 出幅 (W)  $\leq 0.6\text{m}$
- ③ 道路の外側に向かって設置すること
- ④ 同じ電柱等に同種の広告物がないこと

## 《はり紙》



- ① 表示面積 (2面以上は合計)  $\leq 1.5\text{m}^2$

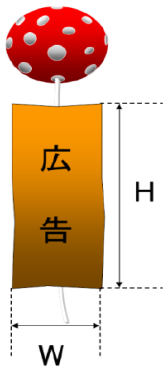
## 《はり札等》

\* 容易に取り外すことができるもの



- ① 表示面積  $\leq 0.3\text{m}^2$

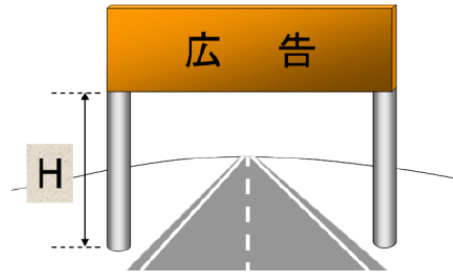
## 《アドバルーン》



- ① 表示面 縦 (H)  $\leq 15\text{m}$   
横 (W)  $\leq 1.5\text{m}$
- ② 主綱に十分緊結していること

## 《広告アーチ》

\*道路をまたぐもの



- ① 表示面積  $\leq 30\text{m}^2$
- ② <歩車道の区別のある道路の歩道上>  
道路面から広告アーチの下端までの高さ (H)  $\geq 2.5\text{m}$   
<歩車道の区別のない道路>  
道路面から広告アーチの下端までの高さ (H)  $\geq 4.5\text{m}$

## 《停留所標識利用広告物》



○照明式以外

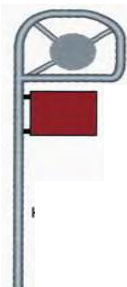
- ① 表示面積  $\leq$  停留所標識の表示面積の  $1/5$
- ② 広告物の個数が停留所標識 1 個につき 1 個



○照明式

- ① 表示面積  $\leq$  照明表示ボックスの各表示面積の  $1/3$
- ② 表示位置が進行車両の非対向面及び歩道面の 2 面の最下段

## 《消火栓標識利用広告物》



- ① 表示面 縦  $\leq 0.4\text{m}$  かつ 横  $\leq 0.6\text{m}$
- ② 広告物の個数が消火栓標識 1 個につき 1 個
- ③ <歩車道の区別のある道路の歩道上>  
道路面から広告物の下端までの高さ  $\geq 2.5\text{m}$   
<歩車道の区別のない道路>  
道路面から広告物の下端までの高さ  $\geq 4.5\text{m}$

<許可手数料 一覧表>

種 別		単位	手数料	
はり紙		100 枚	240 円	
はり札		1 枚	50 円	
立看板	表示面積 1 ㎡未満	1 個	70 円	
	表示面積 1 ㎡以上	1 個	120 円	
壁面利用広告物	塗装	表示面積 5 ㎡未満	1 個	120 円
		表示面積 5 ㎡以上 10 ㎡未満	1 個	240 円
		表示面積 10 ㎡以上	1 個	600 円
	塗装以外 のもの	表示面積 1 ㎡未満	1 個	120 円
		表示面積 1 ㎡以上 5 ㎡未満	1 個	300 円
		表示面積 5 ㎡以上 10 ㎡未満	1 個	600 円
		表示面積 10 ㎡以上 20 ㎡未満	1 個	1,200 円
		表示面積 20 ㎡以上 30 ㎡未満	1 個	2,400 円
表示面積 30 ㎡以上	1 個	3,600 円		
屋上利用広告物	表示面積 1 ㎡未満	1 個	120 円	
突出し広告物	表示面積 1 ㎡以上 5 ㎡未満	1 個	300 円	
野立広告物	表示面積 5 ㎡以上 10 ㎡未満	1 個	600 円	
	表示面積 10 ㎡以上 20 ㎡未満	1 個	1,200 円	
	表示面積 20 ㎡以上 30 ㎡未満	1 個	2,400 円	
	表示面積 30 ㎡以上	1 個	3,600 円	
電柱等を利用する 広告物等	電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等	1 枚	120 円	
	電柱等に突き出して取り付ける広告物等	1 個	240 円	
停留所標識を利用する広告物等		1 個	120 円	
消火栓標識を利用する広告物等		1 個	240 円	
広告幕		1 枚	480 円	
旗及びのぼり	表示面積 1 ㎡未満	1 個	70 円	
	表示面積 1 ㎡以上	1 個	120 円	
アドバルーン		1 個	480 円	
広告アーチ	設置期間 1 ヶ月未満	1 基	1,800 円	
	設置期間 1 ヶ月以上	1 基	3,600 円	
照明装置を使用 する広告物等	表示面積 3 ㎡未満	1 個	1,200 円	
	表示面積 3 ㎡以上 10 ㎡未満	1 個	2,400 円	
	表示面積 10 ㎡以上 30 ㎡未満	1 個	4,800 円	
	表示面積 30 ㎡以上 50 ㎡未満	1 個	7,100 円	
	表示面積 50 ㎡以上	1 個	9,500 円	



# 広告物を表示・設置するものの義務

## ○管理義務

広告物の表示者等は、広告物に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

また、一定規模以上の広告物については、資格を有する管理者を置かなければなりません。

### \*資格を有する管理者の設置を必要としない広告物

- ・ 広告物の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以下かつ高さが 4 m以下であるもの
- ・ はり紙、はり札等、立看板等、塗装、広告幕、広告旗及びアドバルーン

### \*管理者に必要な資格等

- ・ 屋外広告士
- ・ 職業訓練指導免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者  
(いずれも広告美術仕上げ又は帆布製品製造取付けに係るもの)
- ・ 建築士
- ・ 電気工事士
- ・ 電気主任技術者

⑨愛媛県や松山市が実施する屋外広告物講習会修了者は、管理者の資格等に含まれませんのでご注意ください。



（ 広告物の表示・設置に関する専門知識を習得していただくために、屋外広告物講習会を開催しています。  
開催日時、場所等は県ホームページその他によりお知らせしています。  
なお、受講手数料として3,000円が必要となります。 ）

## ○点検義務

全ての許可広告物において、許可期間の更新申請時には、安全点検を実施し、報告書を提出しなければなりません。上記管理者を置いているときは、管理者が安全点検を実施しなければなりません。

## ○除却義務

許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき、許可が取り消されたとき、設置の必要がなくなったときは、広告物を取り外さなければなりません。

また、取り外した場合は、市に届け出なければなりません。

# 条例に違反する広告物に対する措置

## ○措置命令

市は、維持や管理が適正でない広告物について、広告物の設置者又は、管理者に対し、改修等の必要な措置を命ずることができます。

## ○許可の取り消し

市は、許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。

## ○除却命令

市は、違反広告物について、除却等の措置を命ずることができます。  
なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札又は立看板については、市が自ら除却する場合があります。(簡易除却)

## ○立入検査

県及び市は、必要に応じて、広告物の設置者又は管理者から資料の提出を求め、又は、その広告物のある土地若しくは建物に立入り検査をすることができます。

## ○罰則

無許可で広告物の表示等を行ったとき、禁止されている地域に広告物を設置したとき、あるいは期限を過ぎても撤去しなかったときは、30万円以下の罰金、除却命令に違反したときは、50万円以下の罰金、登録を受けずに屋外広告業を営んだ者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることがあります。

